

新たな「岩手県家畜排せつ物利用促進計画」  
の概要について

---

令和8年3月  
岩手県農林水産部畜産課

# 新たな県計画（R8.3策定予定）の構成

## 第1 家畜排せつ物の利用

- ・ 畜産の現状、家畜排せつ物における課題、家畜排せつ物の適正管理、土壌改良資材及び肥料資源としての有効利用（みどり認定、耕畜連携、広域流通等）、エネルギーとしての利用、環境規制への適切な対応、地球温暖化対策（温室効果ガス排出量削減）

## 第2 処理施設の整備

- ・ 処理施設の現状・課題、処理施設の整備の対応方策（堆肥舎等、堆肥センター）

## 第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施及びその他の技術の向上に関する事項

- ・ 技術開発の促進、情報提供及び指導に係る体制の整備

## 第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

- ・ 消費者や地域住民等の理解醸成、適切な堆肥化による防疫対策の強化、災害の予防等の推進

# 第1 家畜排せつ物の利用

## 1 畜産の現状

### (1) 家畜飼養状況及び農業産出額

- ・ 県内全域で農家戸数が減少傾向。一方、一戸当たりの経営規模は拡大。
- ・ 本県の畜産は、令和6年の県全体の農業産出額（3,269億円、全国10位）の57.0%（1,864億円、全国4位）を占め、本県農業の基幹となる重要な部門。

### (2) 家畜排せつ物の発生量と利用

- ・ 本県の家畜排せつ物発生量は、令和5年時点で約360万トン（推計）。
- ・ 家畜排せつ物の約6割は堆肥として利用されていると推計。焼却処理や液肥化处理、メタンガス等のバイオマスエネルギー利用もある。
- ・ 県内21か所の堆肥センターが稼働しており、県全体の家畜排せつ物発生量360万トンの3%（11.5万トン）を処理。

### (3) 情勢の変化

- ・ 家畜排せつ物法の本格施行から約20年が経過し、施設の老朽化が進行。
- ・ 肥料価格高騰を背景に、肥料の国産化の機運が高まっているほか、環境負荷軽減型の持続可能な畜産物生産の必要性が増加。

# 第1 家畜排せつ物の利用

## 1 畜産の現状

### ● 家畜排せつ物の発生量（推計） （単位：トン/年）

畜種	現状 (R5)			見込 (R12)		
	ふん	尿	合計	ふん	尿	合計
乳用牛	482,540	142,837	625,377	403,039	123,186	526,225
肉用牛	599,146	215,246	814,392	599,146	215,246	814,392
豚	384,093	722,620	1,106,713	491,481	924,656	1,416,137
採卵鶏	208,069	-	208,069	245,741	-	245,741
ブロイラー	859,186	-	859,186	955,464	-	955,464
合計	2,533,034	1,080,703	<b>3,613,737</b>	2,694,871	1,263,088	<b>3,957,959</b>

※1 発生量：農林水産省「畜産統計（令和6年2月1日）」及び「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和8年3月）」からの推計値。

※2 家畜1頭（羽）当たりのふん尿の排せつ量：（一財）畜産環境整備機構「家畜ふん尿処理・利用の手引き」

### ● 家畜排せつ物の処理方式別の処理割合 （単位：％）

堆肥化	焼却	液肥化	浄化	炭化	メタン発酵	放牧	その他	合計
58.26	13.04	10.51	9.65	4.13	2.90	0.62	0.89	100

※ 家畜排せつ物管理方法等実態調査（R6.8.1時点）結果からの推計値。

# 第1 家畜排せつ物の利用

## 2 家畜排せつ物における課題

- ・ 稲WCS等での利用拡大に向け、耕種農家のニーズに合った堆肥生産が必要。
- ・ 化学肥料の使用量低減及び二酸化炭素削減の効果を踏まえた、豚糞・鶏糞の活用推進が必要。
- ・ 広域流通やエネルギー利用の検討、環境問題の発生防止が必要。

## 3 基本的な取組方向

### (1) 家畜排せつ物の適正管理及び堆肥の適切な生産【継続】

- ・ 国の補助事業や低利融資等の活用による処理施設の整備等を推進。
- ・ 堆肥生産における発酵促進の徹底や、液肥生産における臭気低減を推進。

### (2) 土壌改良資材及び肥料資源としての有効利用

#### ア 堆肥の適切な利用【拡充】

- ・ 家畜排せつ物は、肥料や土壌改良資材として、畜産農家の草地等での有効活用を促進。
- ・ みどり認定取得の各種メリットを周知し、畜産農家及び耕種農家の認定取得や堆肥の利用を促進。
- ・ 化学肥料代替効果の高い豚糞・鶏糞の活用事例の発信等により化学肥料低減の取組を推進。
- ・ 「岩手県牧草飼料作物生産利用指針」「岩手県農作物施肥管理指針」「岩手県肥料コスト低減技術マニュアル」等に基づく適切な施用を推進。

# 第1 家畜排せつ物の利用

## 3 基本的な取組方向

### イ 耕畜連携の強化による耕種農家での利用拡大【継続】

- ・ 堆肥の地域内利用の一層の拡大を推進。

### ウ 外部支援組織の活用【継続】

- ・ 堆肥センターやコントラクターの活用を推進。

### エ 広域流通の促進【継続】

- ・ 堆肥が不足する地域への堆肥の供給を促進。
- ・ 国の補助事業の活用によるペレット化や袋詰め等に必要な設備の導入を推進。

### (3) エネルギーとしての利用の推進【継続】

- ・ 鶏糞ボイラーの利用を含め、必要に応じてエネルギー利用を推進。

### (4) 環境規制への適切な対応【継続】

- ・ 水質汚濁や悪臭等の畜産環境問題の発生を防止するため、適正な管理を指導。
- ・ 臭気対策や汚水対策に必要な施設・機械の整備を促進。

# 第1 家畜排せつ物の利用

## 3 基本的な取組方向

### (5) 地球温暖化対策【新規】

- ・ 温室効果ガス排出量削減に向け、家畜排せつ物の管理方法の変更や、アミノ酸バランス改善飼料の活用等を推進。
- ・ J-クレジットのプロジェクト実施者や飼料メーカー等と連携し、農家への情報提供やマッチング支援を行うとともに、管理方法の改善による堆肥の高品質化など、経営上のメリットの提示による農家の理解促進と意識向上を推進。
- ・ 温室効果ガス排出量削減等の環境負荷低減事業活動について、関係機関・団体と連携したセミナーの開催等により、県民の理解を深める取組を推進。

## 第2 処理施設の整備

### 1 処理施設の現状・課題

- ・ 家畜排せつ物処理施設の整備を進めてきた結果、令和5年12月1日現在、全ての管理基準対象農家において管理基準が遵守。
- ・ 簡易な施設で対応している畜産農家が83戸（約4%）あり、今後、経営規模の拡大を目指す農家においては、恒久的な施設による管理が必要。
- ・ 県内21の堆肥センターのうち17施設は、設置から20年以上が経過し、維持修繕が課題（ストックマネジメントを行った施設は1施設のみ）。

### 2 処理施設の整備の対応方策【継続】

#### (1) 堆肥舎等

- ・ 国の補助事業の活用により施設の整備等を推進。

#### (2) 堆肥センター

- ・ 国の補助事業を活用し、計画的な維持修繕を推進。
- ・ 処理機能の高度化に向け、送風装置やペレット化装置等の導入を推進。

# 第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

## 1 技術開発の促進【継続】

- ・ 「『農林水産技術立県いわて』技術開発基本方針」に掲げる土壌管理技術や減化学肥料栽培技術の開発を継続。

## 2 情報提供及び指導に係る体制の整備【継続】

- ・ 市町村や生産者団体等と連携し、堆肥の有効活用技術を指導。
- ・ 研究成果等については、県のホームページ等で発信。

# 第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

## 1 消費者や地域住民等の理解の醸成【継続】

- ・ 「岩手県環境負荷軽減型事業活動の促進に関する基本的な計画（令和5年3月）」に基づき、環境負荷低減事業活動への理解を醸成。
- ・ 「岩手県食の安全安心推進計画」等に基づき、農林漁業体験学習など児童生徒への食育の機会等を通じて、消費者や地域住民等の安全安心で良質な畜産物生産に関する理解醸成に取り組む。

## 2 適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化【継続】

- ・ 野生動物による汚染や堆肥の散逸防止、運搬車両消毒等の防疫対策強化について、家畜保健衛生所等による指導を徹底。

## 3 災害の予防等の推進【新規】

- ・ 雪害、暴風等の災害に対応するため、「建築基準法」や「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」を遵守し、作業員の安全を確保できる強度の確保を促進。
- ・ 災害発生時の損害に備え、保険加入を推進。